土木工事共通特記仕様書　正誤表

赤:追加　　青:削除

誤

土木工事共通特記仕様書(第8編　砂防編)
第1章　総則
第3節　残存型枠
1－3－1　残存型枠

1. 一般事項
(1) 残存型枠工とは、薄肉プレキャスト・セメントコンクリート製の型枠製品と組立部材を使用し、コンクリート打設後の脱型作業を必要としない型枠工のことをいう。
(2) 残存型枠工に用いる型枠は、下記のとおりとする。
①残存型枠とは、意匠性を目的としない型枠材をいう。
②残存ヶ用型枠とは、残存型枠のうち化粧面が一体となった意匠性を目的とした型枠材をいう。

2. 材料
請負者は、残存型枠工に用いる型枠について、下表に従って品質規格証明書等を照合して確認した資料を事前に監督職員に提出し、監督職員の確認を受けなければならない。

項　目	内　容	摘　要
質　量	残存型枠　　６０Ｋｇ／枚以下 残存化粧型枠　　１１０ｋｇ／枚以下	
主要材料	1)　モルタル及びコンクリート 「共仕」第８編１－６－４の本体コンクリートの品質を損なうものであってはならない。 2)　型枠製品内蔵の補強部材 補強部材は、型枠本体に内蔵していること。 3)　補強部材が鉄製の場合には、エポキシ塗装又は同等以上の防錆処理を施すものとする。	品質証明書
強度特性	コンクリート打設時の側圧に耐える強度を有していること。	公的試験機関の証明書又は公的機関の試験結果
一体性	コンクリートと一体化する機能を有していること。	
耐久性	1)　型枠は耐凍結融解性を有していること。 2)　型枠は、ひび割れ又は破損した場合でも容易に剥落しないこと。	

3. 施工
(2) 請負者は、型枠のひび割れや変位等を防ぐため、適切な支持材の取付をしなければならない。
(3) 請負者は、コンクリート打込み前にあらかじめ型枠裏面を湿潤状態にした上で、構造物内部及び型枠裏面に十分にコンクリートがまわり込むように締固めなければならない。
(4) 請負者は、目地を設ける際には目地位置表面の型枠の縁を切らなければならない。又、伸縮目地材を用いる際は目地材を型枠ではさみ込み、表面に露出させなければならない。
(5) えん堤上下流面については、底版から2m以上の範囲において残存型枠による施工とするものとする。なお、下流面の地山より上方の範囲についてはAタイプを使用し、その他範囲についてはBタイプを使用するものとする。
(6) 断面方向のジョイント部分については全て残存型枠(Bタイプ)による施工とするものとする。

正

土木工事共通特記仕様書(第8編　砂防編)
第1章　総則
第3節　残存型枠
1－3－1　残存型枠

1. 一般事項
(1) 残存型枠工とは、薄肉プレキャスト・セメントコンクリート製の型枠製品と組立部材を使用し、コンクリート打設後の脱型作業を必要としない型枠工のことをいう。
(2) 残存型枠工に用いる型枠は、下記のとおりとする。
①残存型枠とは、意匠性を目的としない型枠材をいう。
②残存化粧型枠とは、残存型枠のうち化粧面が一体となった意匠性を目的とした型枠材をいう。

2. 材料
請負者は、残存型枠工に用いる型枠について、下表に従って品質規格証明書等を照合して確認した資料を事前に監督職員に提出し、監督職員の確認を受けなければならない。

項　目	内　容	摘　要
質　量	残存型枠　　６０Ｋｇ／枚以下 残存化粧型枠　　１１０ｋｇ／枚以下	
主要材料	1)　モルタル及びコンクリート 「共仕」第８編１－６－４の本体コンクリートの品質を損なうものであってはならない。 2)　型枠製品内蔵の補強部材 補強部材は、型枠本体に内蔵していること。 3)　補強部材が鉄製の場合には、エポキシ塗装又は同等以上の防錆処理を施すものとする。	品質証明書
強度特性	コンクリート打設時の側圧に耐える強度を有していること。	公的試験機関の証明書又は公的機関の試験結果
一体性	コンクリートと一体化する機能を有していること。	
耐久性	1)　型枠は耐凍結融解性を有していること。 2)　型枠は、ひび割れ又は破損した場合でも容易に剥落しないこと。	

3. 施工
(1) 請負者は、型枠にひび割れ等の有害な損傷を与えないようにしなければならない。
(2) 請負者は、型枠のひび割れや変位等を防ぐため、適切な支持材の取付をしなければならない。
(3) 請負者は、コンクリート打込み前にあらかじめ型枠裏面を湿潤状態にした上で、構造物内部及び型枠裏面に十分にコンクリートがまわり込むように締固めなければならない。
(4) 請負者は、目地を設ける際には目地位置表面の型枠の縁を切らなければならない。又、伸縮目地材を用いる際は目地材を型枠ではさみ込み、表面に露出させなければならない。
(5) えん堤上下流面については、底版から2m以上の範囲において残存型枠による施工とするものとする。なお、下流面の地山より上方の範囲については残存化粧型枠を使用し、その他範囲については残存型枠を使用するものとする。
(6) 断面方向のジョイント部分については全て残存型枠による施工とするものとする。